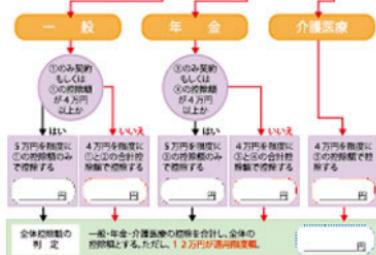


生命保険料控除計算フローチャート

改正生命保険料控除



56

■旧規制(平成23年12月1日以前)に基づく想定額		■新規制(平成24年1月以降)に基づく想定額	
年次区分(長期預算)	平均額	年次区分(中期予算)	平均額
25,000円以下	支払無理料の全額	25,000円以下	支払無理料等の企画
21,000円~25,000円以下	支払無理料の1/2(12,500円)	21,000円~45,000円以下	支払無理料の1/2(12,500円)
10,000円~20,000円以下	支払無理料の1/4(2,500円)	10,000円~45,000円以下	支払無理料の1/4(2,500円)
10,000円以下	一括負担	10,000円以下	一括負担



配偶者 配偶者	配偶者の区分 (所得額80万円以下、給与収入だけの場合100万円以下)	控除額(※税額控除) 納税者の合計所得金額別	
		一括控除 (80万円以下) 80万円以下	減免控除 (80万円以上) 80万円以上
一般の配偶者	[昭和25.1.2以降生]	38万円	26万円
老人配偶者(8歳以上)	[昭和25.1.1以降生]	48万円	32万円
配偶者の給与収入	配偶者の所得	新規制(60歳未満の合計所得金額別) 既存規制 80万円以下 80万円以上	新規制(60歳未満の合計所得金額別) 既存規制 80万円以下 80万円以上
103万円～<150万円	38万円～<58万円	38万円	26万円
150万円～<165万円	35万円～<50万円	36万円	24万円
165万円～<190万円	90万円～<96万円	31万円	21万円
190万円～<200万円	96万円～<100万円	26万円	18万円
106.8万円～<115.2万円	100.0万円～<110万円	21万円	14万円
175.2万円～<190.2万円	160.7万円～<171.6万円	16万円	11万円
183.2万円～<190.4万円	110.0万円～<115.1万円	11万円	8万円
190.4万円～<197.2万円	115.0万円～<120万円	6万円	4万円
197.2万円～<201.6万円	120万円～<123万円	3万円	2万円
201.6万円～	123万円～	なし	なし

記号：引上 [↑↑↑]、規 [↑↑]、以下 [↓↓↓]、範 [↑↑↑]

扶養義務免除を受けられる場合、内容、区分	控除額	
	所得額	住民税
一般扶養親族（16歳以上18歳以下） 成年扶養控除（23歳以上69歳以下） 【H3.1.2～H5.1.1生】と【S25.1.2～H5.1.1生】	38万円	33万円
特定扶養親族（19歳以上22歳以下） 【H0.1.2～H13.1.1生】	63万円	56万円
老人扶養親族（70歳以上） 同上老若以外	48万円	38万円

課税者扣除	控除を受けられる場合、内容、区分	控除額	
		所得税	住民税
	障害者控除	27万円	36万円
本人、配偶者、扶養親族 (1人につき)	特別障害者控除	40万円	30万円
	扶養親族の扶助金控除	35万円	43万円

控除の種類	控除を受けられる場合、内容、区分	控除金額	
		所得税	住民税
雑損控除	本人又は扶養親族の有する生生活について風水害、火災等の災害、空港又は病院による損害	「損失額—保険金等により補てんされた金額」①①の金額×（総所得金額等の合計額×10%）災害関連支出の金額—5万円	いざれか多い方
(医療) 医療費控除	支払った医療費から合計所得金額の 5 %と10万円を比べて少ない方の金額を以て控除	最高200万円まで	最高200万円まで
扶養7号(ケーション税制) 医療費控除	1月1日から12月31日までに購入した医療品(5万円の範囲)の合計額から12,000円を差し引いた額。なお、持続を受けるには予防接種や健診検診などが定める取り組みを当期中に実行していることが必要。	12,000円を想えた金額。ただし、控除上限は188,000円	12,000円を想えた金額。ただし、控除上限は188,000円
社会保険料控除	国民年金、介護保険料、年金基金、健保、厚別加入料の保険料	全額	全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済の掛金、心身障害者扶養共済の掛金	全額	全額
生命保険料控除	上記 生命保険料控除計算フローチャート参照	上記参照	上記参照
地震保険料控除	地震保険契約に係る地震等相当分の保険料	全額(最高5万円まで)	支払保険料×0.5(最高2万5千円)
経過措置	平成20(12月31日までに新規にした長期保険契約(損害保険契約等のうち)の保険料のうちで保険期間が10年以上のもの)	最高1万5千円まで	最高1万円まで
	※地震保険料+経過措置	※最高5万円まで	※最高2万5千円まで
寄付金控除	国又は地方公共団体等、政党、認定NPO法人、特定の公益財团法人等※「政認」認定NPO法人等と寄附金特別控除(税額控除)も可能。寄附金から2千円を控除した額の40%(政認は30%)。ただし、所得割額の25%までが限度。	「寄附金の支出額」と「施設所得金額等の合計額の60%」のいざれか少ない金額—2千円	各市町村の条例で定められる 他の「ふるさと納税」の制度と併用する 場合は、原則として同一の税額控除が 受けられる。但し、複数の制度で同じくは 受けられない。複数の制度で受けられる場合 は、2つ目以降の制度で受けられる場合 は、他の制度の60%—2千円
配偶者控除	上記 別表参照	最高3.8万円	最高3.3万円
配偶者特別控除		最高3.8万円	最高3.3万円
扶養控除		上記 別表参照	上記 別表参照
障害者控除		上記 別表参照	上記 別表参照
寡婦控除	夫と#3(又は離婚し、かつ扶養親族又は扶助金額の合計額が38万円以下の生計と一緒にする子がある人。または夫と別居し、かつ所得金額が500万円以下の者)	2.7万円	2.6万円
特別寡婦	寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ所得金額が500万円以下の者	3.5万円	3.0万円
寡夫控除	妻と死別又は離婚して夫で、所得金額の合計額が38万円以下の生計と一緒にする子を有し、かつ所得金額が500万円以下の者	2.7万円	2.6万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得金額が465万円以下	2.7万円	2.6万円
基礎控除	本人に適用	3.8万円	3.3万円

女性部燃える意見飛び交う2時間



色んな事にどんどん挑戦し、交流を広げていきたいと意見を出し合う

意見飛び交う2時間

【筆者】東美子・新居

浜・会長 四国山原も備

和2年3月31日までです。

原則として令和元年度末

とあります。また、期限

前であつても予算額に達

し次第終了となります。

までの契約・着工が対象

となります。

新築やリノーブームをされ

た方に対し、様々な商品

と交換できるポイントを

申請する制度です。

申請の権利は最大で合

12月14日に寿司製造海

岱で女性部が集まり、忘

年会を開催しました。

さが歓びなくなりますが、

「女性部」の皆さん燃

えております。

1月に一度の

月例会で皆さんのが

楽しくみんなで話し合

いながら、意見を出し合

う。

化粧がかなり、一段と寒

いですが、

年齢に応じて、

次世代住宅ポイント
申請締切は3月末まで

申告に向けて

申告に向け

